

【全人連に提出した要請書】

2023年2月13日

全国人事委員会連合会
会長 青山 侑 殿

公務労組連絡会
議長 桜井 眞吾

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 桜井 眞吾

全日本教職員組合
中央執行委員長 宮下 直樹

地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに敬意を表します。

新型コロナ危機から3年となりますが、医療や公衆衛生などのコロナ対策関連の職場をはじめ、多くの公務職場で過労死レベルの長時間労働をせざるを得ない状況にあります。住民のいのちや暮らし、教育を支えるために、必要な人員を確保や体制を強化は待ったなしの状況が続いています。

地方公務員はこの約10年間で受験者数が3割弱減少しています。とくに技術・土木職を中心に人材確保が困難となっています。一方で30代未満の職員の離職率も増加しています。公務員の初任給をはじめとする賃上げ、地域間格差の解消、長時間過密労働の解消が求められます。

公務員賃金の引き上げは、多くの労働者の賃上げや地域経済に波及します。国民の生活や営業を守るためにも公務員含むすべての労働者の賃上げや最低賃金大幅引き上げ、あらゆる格差の是正が必要です。また、最低賃金水準の初任給引き上げを放置することは職員の生存権を脅かすものです。公務だからと言って許されるものではありません。

会計年度任用職員に対する公募を理由とした雇い止めや公務災害や妊娠を理由とした不当な雇い止めをすべての公務職場からなくすべきです。また、給与削減のための不当な短時間パート化を是正し、勤勉手当相当額支給や病気休暇等の有給化を直ちに行うべきです。公務職場でもパート・有期労働法や郵政20条裁判最高裁判決に従い、不合理な格差を解消し均等待遇を早急にすすめるよう人事委員会として勧告することを求めます。

以上をふまえ、現場の第一線で奮闘する公務労働者の労苦に報い、良質な行政サービス・教育を提供するためにも、各地の人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての責務と役割を果たされるよう下記要求の実現に尽力されることを要請いたします。

記

1. 住民の暮らしや子どもたちの教育のため、日夜、献身的に奮闘している自治体労働者・

教職員を励ますとともに、「全体の奉仕者」としての誇りと尊厳を持って職務に専念できるように、生計費原則をふまえ、正規・非正規を問わずすべての公務労働者の賃金・労働条件を改善すること。

2. 民間給与実態調査にあたっては、単に民間の賃金水準と機械的に比較するのではなく、地方自治や地方公共団体のあり方、公務・公共サービスのあり方と密接不可分であることに十分留意して調査を行うこと。とりわけ、勤続・経験年数の加味、雇用形態、民間一時金水準の厳正な把握とともに、比較対象企業規模を100人以上にすること。
3. 職務給原則に反した賃金格差の拡大や高齢層の昇給抑制等をやめること。地域間格差を拡大する地域手当を廃止し基本給に繰り入れるとともに、初任給を改善すること。
4. 子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員の適正な賃金水準を確保すること。給特法改正の検討については、教職調整額を維持するとともに、学校現場と教職員の実態をふまえた、教育現場にふさわしい時間外勤務手当制度をつくるよう努めること。
5. 障がい者雇用を進めるための職場環境、人員の確保について意見の申し出や勧告を行うこと。
6. 新型コロナ関連業務や多発する自然災害等への対応など、長期間にわたる異常な長時間過密労働が発生しているため、実態を把握するとともに健康確保措置を確実にすること。また、必要な人員の確保を勧告すること。なお、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているかを監督するとともに、必要な措置を行うこと。労働基準法33条1項や3項の拡大解釈を認めず、同法36条にもとづく協定の締結を指導すること。
7. すべての学校種での少人数学級の実現と教職員の長時間過密労働の解消に向けた定数増を地方教育委員会に求めること。また、一年単位の変形労働時間制の導入は行わないこと。
8. ジェンダー平等推進の立場から、不妊治療、妊娠、出産、育児、家族看護や介護に関する休暇・休業制度等を拡充するとともに、休暇・休業制度が取得しやすい職場環境と人員体制を整備すること。
9. 会計年度任用職員の賃金・労働条件については、正規職員と均等待遇を前提とし、病気休暇の有給化をはじめ休暇制度などの改善、雇用の安定・均等待遇の実現などにむけて必要な勧告を行うこと。また、すべての会計年度任用職員に期末手当と勤勉手当相当額を支給すること。
10. 定年年齢の引き上げにあたっては、生計費をふまえた所得水準を確保するとともに、安全配慮の徹底をはかるなど、65歳まで安心して働き続けられる職場・仕事となるよう人事

委員会としての役割を果たすこと。

11. 現行の再任用職員の賃金については、生活を維持するにふさわしく大幅に引き上げること。とりわけ全人連が作成する教育職モデル給料表における再任用教職員の賃金水準を改善すること。
12. 地方自治体等における労使協議を十分に保障するとともに、労働者の不利益を生じさせないよう人事院の勧告日に左右されることなく、地域民間実態を適確に反映した人事委員会勧告を行うこと。

以 上